令和7年10月23日

加入者 各位

トランス・コスモス健康保険組合

適用担当：0120-917-639

健康保険証に関するお知らせ

　現在の制度は、令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証を登録したマイナンバーカード）で医療機関を受診する仕組みに移行しています。これに伴い、健康保険証（被保険者証）は、令和7年12月2日以降、使用できなくなりますので、下記に留意点をお知らせします。

記

■マイナ保険証をお持ちの加入者

医療機関等を受診する際は、マイナ保険証を利用してください。

■マイナ保険証をお持ちでない加入者

医療機関等を受診する際は、資格確認書を利用してください。

※資格確認書は、**令和7年10月14日時点**でマイナ保険証をお持ちでない加入者に、**令和7年11月中旬以降、被保険者宛に特定記録で郵送します**。なお、お手元に資格確認書が届いた時点で、健康保険の資格を喪失されている加入者につきましては、届いた資格確認書は、お勤め先、又は健康保険組合に返却してください。

⇒　10/14時点の交付対象加入者が、保険証紛失等により資格確認書を申請する場合、有効期間を令和7年12月1日とした短期の資格確認書を交付します

（令和7年12月2日以降は、11月下旬に届く資格確認書をご使用ください）

⇒　10/14時点の交付対象加入者が、氏名変更届を申請される場合、12月以降は氏名変更手続きで交付する資格確認書を使用してください、11月中旬以降に届く「旧氏名」の資格確認書は、お勤め先、又は健康保険組合に返却してください

※送付先は、発送準備の都合上10月中旬時点の会社届出住所となります。転居された方は、新住所へ転送されるよう郵便局へ転居の届出をお願いいたします。（郵便が返戻された場合の配布には日数を要します。）

【健康保険証（被保険者証）について】

令和7年12月2日以降、健康保険証はお勤め先に返却する必要はありませんが、個人情報を含みますので、加入者において適切に破棄していただきますようお願いいたします。

※令和7年12月1日以前に、健康保険の資格を喪失される加入者につきましては、健康保険証は、お勤め先に返却していただく必要があります。

＜その他お知らせ＞

▼資格確認書の交付（再交付）は、「資格確認書交付（再交付）申請書」に被保険者の本人確認書類（運転免許証の写し、住民票の原本等）を添付して、お勤め先に提出してください。

※マイナ保険証を所持されている加入者には交付できません

▼令和7年12月2日以降、資格確認書の交付には1,000円（消費税等込み）が必要になります。「資格確認書交付（再交付）申請書」を受付後、被保険者宛に請求書を発行します。

※新規加入者、職権交付者、氏名変更で変更前の資格確認書を添付の加入者は除きます。

▼資格確認書を交付後、マイナ保険証の登録を行い、資格確認書が不要になったときは、「資格確認書返納届」に資格確認書を添付してお勤め先に提出してください。

▼資格確認書の有効期限内に、健康保険の資格を喪失された場合、資格確認書は、お勤め先に返却していただく必要があります。

＜問い合わせ先＞

トランス・コスモス健康保険組合　適用担当

アドレス）trans\_kenpo@transcosmos.com

※お問合せは、健康保険の記号と番号、被保険者名を記入してください

以上